

# 刑 事 法

## 解答上の注意

1. 問題用紙は3頁、解答用紙は3枚（刑法 第1問、刑法 第2問、刑事訴訟法のそれぞれについて1枚）、下書用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. すべての問題に解答してください。刑法 第1問、刑法 第2問、刑事訴訟法の配点比率は、5：4：6です。
4. 解答用紙は、問題ごとに異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 解答用紙の余白は採点者が使用するので、誤字脱字の訂正のほかは使わないでください。
7. 問題の内容についての質問には、応じません。
8. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙と下書用紙は、持ち帰ってください。

## 刑法 第1問

次の事例を読んで、Xの罪責を論じなさい（Xの責任能力の有無については論じる必要がない）。

Xは、隣家に住むA一家と日ごろから険悪な関係にあった。2024年10月2日、A一家では長男Bが隣のマンションで独り暮らしをすることになり、2トントラックを借りてきて一家4名総出でBの引っ越し作業を行った。A一家は、荷物を積み込み終わると4名全員でBの新居に向けて移動していった。A一家のB以外の3名は、Bの新居での生活準備を手伝うために引っ越し当日はBの新居近くのホテルで宿泊し、翌日戻ってくる予定であった。Xは、引っ越し作業の一部始終を自宅から眺め、A一家全員が引っ越していなくなるものと思い込んだ。

XはA一家への別れの餞別として不用品を一掃してやろうと思い、不用品を残していったであろうA所有の物置小屋（木造トタン張り平屋建、床面積約10平方メートル）を燃やしてしまうことにした。この物置小屋は、A所有の住宅（木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建、床面積約100平方メートル）の北側50センチメートルの場所に設置されていた。Xは、物置小屋を燃やすとA方宅にも延焼するかもしれないが、どうせA一家はもう帰ってこないのだから構わないだろうと思い、計画を実行することにした。

Xは、10月3日午前零時35分ごろに、自己所有の自動車からガソリンを抜き取ってポリ容器に移し入れ、物置小屋の入口ドアに向けてガソリン約2リットルをまき散らした。そのうえでXは、新聞紙に所携のライターで着火したものを入口ドアに向けて投げるつもりであったが、その前に気持ちを落ち着かせようとタバコを吸っていたところ、タバコの灰が物置小屋の入口ドア付近に落下し、ガソリンに引火した。その結果、物置小屋は全焼し、さらにA方宅にも延焼し、A方宅も全焼してしまった。

## 刑法 第2問

次の事例を読んで、Xの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

万引きの常習犯であるX（25歳、男性）は、最近ギリシャ料理を作るのに凝っており、所持金の持ち合わせがなかったが、どうしてもエーゲ海産塩が欲しかった。そこで、Xは、これまでも複数回万引きに成功したことがある近所にあるスーパーマーケットAに行き、こっそり商品を持ち帰る計画を立てた。

XはAに入店し、陳列棚に並んでいたエーゲ海産塩のパック（30グラム、1200円）を取り上げると、素早く着用していたジャケットのポケットの中に入れた。塩のパックはポケットの中に完全に収まり、ポケットが膨らんでいる状態でもなかったため、外見上、何かがポケット内に収まっているようには見えなかった。

アルバイト店員であるB（63歳、女性）は、Xが塩の陳列棚の前で怪しげな動きをしている様子を約20メートル離れた地点から見ていて、不審を抱いた。A店のマニュアルでは、万引き犯らしき人物がいた場合は警備員に通報し、その判断に委ねることになっていたが、新人アルバイトであったBはそのことを知らず、Xが陳列棚を離れて、会計用のレジを通り抜け、出口に向かおうとした段階で、Xに対し、「商品をポケットに入れませんでしたか。ポケットの中を確認させてもらえますか。」と声をかけた。Xは、万引きが露見したと思い、いきなりズボンの後ろポケットから携帯していた折り畳み式ナイフ（刃渡り約6センチメートル）を取り出すと、周囲の人に見られないように刃先をBに突き付けて、小さな声で「動くな。」と申し向けた。Bはいきなりナイフを突きつけられて、気が動転し「ひい。」と叫んで頭を抱えてうずくまってしまった。Xはその隙に、ナイフをしまい、店外に向けて走り出した。

XとBのやり取りを監視カメラで見ていた警備員のC（30歳、男性）はXを追跡し、店の出入り口から約50メートル離れた道路上でXに追いつき、体当たりをした。Xは転倒したが、体勢を立て直すと、ナイフを取り出して構え、Cに向かって突進した。柔道の有段者であったCは、Xの動きを見切り、身体を回転させながら、ひらりと身をかかわすとともに、Xの右手をねじり上げながら、Xを組み伏せた。Cは塩のパックを取り戻すと、通報により駆け付けた警察官にXを引き渡した。

## 刑事訴訟法

以下の【事 例】を読んで、後の小問1、小問2に答えなさい。

### 【事 例】

東京都立川市内で複数名による強盗致傷事件が発生したため、捜査機関が直ちに犯人を追ったところ、強盗を実行した者から被害品を受け取って逃走していたBについて、十分な嫌疑が認められるとしてBを緊急逮捕した。Bを取り調べた結果、犯行直前から直後までの間にAが現場付近の車両内からスマートフォンでBを通じて他の者に指示して犯行をさせていた事実、AとB以外の者はアルバイトにより動員されていた事実が判明したが、アルバイトにより動員されていた者はいずれも氏名不詳であった。捜査機関はAを逮捕し、引き続いて勾留した。Aは取調べにおいて黙秘した。捜査機関はAのスマートフォンのデータを調べたが、Aとともに犯行に関与したと思われる者との連絡内容に関するデータは消去されており、その一部しか復旧することができなかった。

捜査が尽くされた後、Aは、「被告人は、金品を強取する目的で、Bおよび氏名不詳者らと共謀の上、氏名不詳者らが、令和6年5月2日午後3時頃から同日午後5時7分頃までの間、東京都立川市甲町2丁目1番地V方に、宅配業者を装ってV（当時75歳）に玄関ドアを開けさせ、同ドアから侵入し、その頃、同所において、Vに対し、はさみを振りかざし、同人を床に倒して手首を粘着テープで緊縛するなどの暴行を加えて、Vの反抗を抑圧した上、V所有の現金約32万3000円を奪い、その際、前記暴行により、前記Vに加療約10日間を要する左下腿打撲傷等の傷害を負わせた」という事実が訴因として記載された起訴状により公訴提起された。公訴提起後も、Aは引き続き勾留された。

小問1 【事 例】において示された訴因の記載の適否を論じなさい。

小問2 【事 例】において、Aは公訴提起前後を通じて勾留されている。公訴提起後の被告人に対する勾留について、公訴提起前の被疑者に対する勾留と相違する点を説明しなさい。